

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

※市 処理 事項	現年度	新年度	両年度

A欄 異動があった場合は、速やかに提出して下さい。

平成 年 月 日 妙高市長様	〒	—					印	特別徴収義務者 指 定 番 号	
								宛 名 番 号	
	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地						連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係
		名称及び代表者の 職氏名印							氏名
	法人番号 又は個人番号							電話 () —	
給与所得者	(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額	備 考	1月1日以降退職時 までの給与支払額
フリガナ	円		円	円		1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給報 8.支払不定期 9.事業専従者 10.誓約書	1.特別徴収継続 ↳C欄記入	一括徴収した 税額は、 月分 (月 日納期)	円
氏名		年 月 分							2.一括徴収
個人番号		年 月 分					3.普通徴収 ↳B欄②記入	納入します。 ↳B欄①記入	円
生年月日		年 月 分							
1月1日 現在の住所									
現住所 <small>(給与の支払いを受けなくなった後の住所)</small>									

B欄 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)の一括徴収について

① 一括徴収の理由	異動者印	給与又は 退職手当等の 支払予定日	一括徴収予定額	1月1日から4月30日 までの間に退職した者に 未徴収税額がある場合は、 一括徴収することが 義務付けられています。
1.異動が平成 年12月31日までで、申出があったため。 (月 日申出)			円	
2.異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続希望がないため。 (月 日申出)			円	
② 一括徴収できない理由			円	
1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため 又は未徴収税額より少ないため。			円	
2.その他 理由()			円	

C欄 転勤等による特別徴収届出書

(市町村コード152170)

月割額 円 月分から徴収し 納入します。	〒	—					印	特別徴収義務者 指 定 番 号	
								連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係
	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地						氏名	
		フリガナ						電話 () —	
	法人番号 又は個人番号	名称及び代表者の 職氏名印						給与所得者の 受給者番号	

黒のボールペン又はペンで記入してください。(消えるボールペン又はペン(不可))
 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄を記入し、新勤務先へ送付願います。
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先ではC欄を記入し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村に送付してください。
 給与所得者の異動があった場合は、異動があった月の翌月十日までに届出書を提出してください。

ご注意

3 2 1